

15 登録講習機関関係

<u>I 目的</u>	2
<u>II 登録講習機関の登録及び監督に係る事務処理上の留意点</u>	2
II-1 経理的基礎及び技術的基礎	2
(貸金業法第24条の37第4号関係)	
II-2 登録講習講師	2
(貸金業法第24条の38第1項関係)	
II-3 書面・対面による手続きについての留意点	3
II-4 申請書等を提出するに当たっての留意点	4
<u>III 登録講習機関の監督に係る事務処理上のその他の留意点</u>	4
III-1 登録講習教材	4
(貸金業法第24条の40、施行規則第26条の63第3号関係)	
III-2 修了要件	6
(貸金業法第24条の40、施行規則第26条の63第5号関係)	
III-3 不正受講防止措置	7
(貸金業法第24条の40、施行規則第26条の63第6号関係)	

I 目的

登録講習制度は、貸金業の業務の適正化のため、貸金業務取扱主任者資格試験に合格し、貸金業に係る法令等に精通した貸金業務取扱主任者が、その知識の確認並びに最新の知識及び能力の習得を行うことができるよう設けられた制度である。

このガイドラインは、登録講習を実施しようとする者の登録申請に対する審査の際の着眼点を明らかにするとともに、登録講習機関の監督上の着眼点を明らかにすることにより、登録講習機関の業務の適正化に資することを目的とするものである。

II 登録講習機関の登録及び監督に係る事務処理上の留意点

II-1 経理的基礎及び技術的基礎（貸金業法第24条の37第4号関係）

登録講習機関の登録拒否要件として、貸金業法第24条の37第4号において、講習の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有していると認められない者が規定されている。

「経理的基礎」及び「技術的基礎」の判断に当たっては、例えば以下の点に留意するものとする。

主な着眼点

(1) 経理的基礎

登録申請の際に提出される施行規則第26条の60第5号又は第6号に掲げる書類に基づき、登録講習に係る収入の見込みが支出の見込みを上回っているなど、安定的な登録講習の実施が見込まれるか等について、確認を行うものとする。

(2) 技術的基礎

登録申請の際に提出される施行規則第26条の60第3号又は第6号に掲げる書類に基づき、登録講習が、貸金業法第24条の38第1項別表の下欄に掲げる講師により行われることが確実であるか等について、確認を行うものとする。

II-2 登録講習講師（貸金業法第24条の38第1項関係）

貸金業法第24条の38第1項別表の下欄に掲げられる登録講習講師は、「貸金業に関する法令に関する科目」については、民事法学若しくは行政法学を担当する大学教授等又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者であることが要件とされ、「実務に関する科目」については、貸金業務取扱主任者であって現に貸金業務取扱主任者として貸金業法第12条の3第1項の助言又

は指導を行っている者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者であることが要件とされている。

この要件に該当する者の判断にあたっては、例えば以下の点に留意するものとする。

なお、登録講習講師は、施行規則第26条の63第3号に規定される教材を用いて、同条第4号に規定される基準を満たす講習を行う必要があることにも留意する必要がある。

主な着眼点

(1) 貸金業に関する法令に関する科目

貸金業法第24条の38第1項別表の下欄第二号に規定される「前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者」は、個別具体的に判断されるが、法律に関する専門的な知識及び経験を有していることが客観的に明らかかな者で、客観的な事実をもって民事法学若しくは行政法学に精通していると認められる者が該当し、例えば以下の者が該当すると考えられる。

- ・ 民事法学又は行政法学に関する著作物があることや、研修機関等における講師の経験があること等により、民事法学又は行政法学に精通している弁護士

(2) 実務に関する科目

貸金業法第24条の38第1項別表の下欄第二号に規定される「前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者」は、個別具体的に判断されるが、貸金業に関する実用的な知識を有していることが客観的に明らかかな者であって、現に法令遵守に係る実務を行っている者が該当し、例えば以下の者が該当すると考えられる。

- ① 貸金業者において、契約に基づき法令遵守に関する助言又は指導を現に行っている弁護士
- ② 銀行など業として貸付けの業務を行っている他業態において、現に法令遵守事務を行っている者であって、過去に貸金業者において、法令遵守事務を行っていた者

II-3 書面・対面による手続きについての留意点

登録講習機関による当局への申請・届出等及び当局から登録講習機関に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）第6条第1項及び第7条第1項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。

こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続きに係

る本ガイドラインの規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。

また、経済社会活動全般において、デジタルイゼーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続きを前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きができるリモート社会の実現に向けた取組みを進めている。

金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、登録講習機関から受け付ける申請・届出等について、全ての手続きについてオンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び監督指針等の改正を行うこと等により、行政手続きの電子化を推進してきた。

更に、民間事業者間における手続についても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印の不要化、対面規制の見直しに取り組んできた。

このような官民における取組みも踏まえ、本ガイドラインの書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続きに係るもの以外についても、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。

以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本ガイドラインの規定に基づく手続きについては、手続きの相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを慫慂するものとする。

II-4 申請書等を提出するに当たっての留意点

II-3を踏まえ、登録講習機関による当局への申請・届出等（公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）を含む。）については、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。

なお、公的機関が発行する添付書類については、デジタルカメラ、スキャナ等を用いて記録した事項が不鮮明である等確認に支障がある場合には、原本送付を求めることとする。また、税・手数料等の納付が必要な手続きにおいて、電子納付以外により納付を受け付ける場合には、別途、税・手数料等の納付を証する書類の原本送付を求めることとする。

III 登録講習機関の監督に係る事務処理上のその他の留意点

III-1 登録講習教材（貸金業法第24条の40、施行規則第26条の63第3号関係）

(1) 基本的考え方

登録講習教材は、貸金業務取扱主任者の登録又は有効期間の更新を受けようとする者に対し、貸金業の業務に従事する使用人その他従業員に対する助言又は指導を行うことに関する知識の確認並びに最新の知識及び能力の習得を行うために必要かつ十分な内容と認められるものでなければならない。

(2) 主な着眼点

登録講習教材の内容については、「貸金業法施行規則第26条の6第3第2号及び第3号の規定に基づき、金融庁長官が定める時間等を定める件」（平成22年金融庁告示第89号。以下「告示」という。）で定める事項を含む適切な内容でなければならないが、当該事項に関する具体的な内容については以下の点に留意するものとする。

① 貸金業に関する法令に関する科目

- イ. 告示の下欄イ及びロに掲げる各事項については、当該条項に規定される各法律の政令及び府省令を含む内容であること。
- ロ. 告示の下欄イに規定される「貸金業法」については、同法に関連するものとして、貸金業者向けの総合的な監督指針、事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係13 指定信用情報機関関係）、貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則（日本貸金業協会）、紛争解決等業務に関する規則（日本貸金業協会）、及び「紛争解決等業務に関する規則」に関する細則（日本貸金業協会）の内容を含むものであること。
- ハ. 告示の下欄ロに規定される「民法」については、貸付け及び貸付けに付随する取引に係る規定として、同法第一編総則～第三編を中心に、第四編、第五編も含む内容であること。
- ニ. 告示の下欄ロに規定される「商法」については、貸付け及び貸付けに付随する取引に係る規定として、同法第一編総則及び第二編第一章総則を含む内容であること。
- ホ. 告示の下欄ロに規定される「その他関係法律で、貸付け及び貸付けに付随する取引に係る規定」として、次に掲げるものを含む内容であること。
 - a. 会社法（組織形態、代表権、法人格に関する事項に限る。）
 - b. 犯罪による収益の移転防止に関する法律（取引時確認に関する事項に限る。）

② 実務に関する科目

- イ. 関係法令の直近の改正内容及び実務に関する直近の判例等を踏まえた実務動向を含む内容であること。
- ロ. 実務上留意すべき点に関するケーススタディを含む内容であること。

- ハ. 告示の下欄イに規定される「貸付けに関する実務」として、次に掲げる事項を含む内容であること。
- a. 契約の相手方（行為能力等）
 - b. 契約条件の説明と申込受付
 - c. 返済期限と返済方法
 - d. 利息と遅延損害金
 - e. 返済能力の調査・与信
 - f. 契約書面の作成・交付
 - g. 債権の担保
- ニ. 告示の下欄ロに規定される「債権管理に関する実務」として、次に掲げる事項を含む内容であること。
- a. 弁済
 - b. 受取証書の作成・交付
 - c. 債権証書の返還
 - d. 債権の消滅
 - e. 債務者らの変動（相続等）
 - f. 取引履歴の開示・帳簿の閲覧
 - g. 債権譲渡
- ホ. 告示の下欄ハに規定される「債権回収に関する実務」として、次に掲げる事項を含む内容であること。
- 延滞及び借換えに対する対応
- ヘ. 告示の下欄ニに規定される「資金需要者等の保護に関する実務」として、次に掲げる事項を含む内容であること。
- a. 個人情報保護（貸金業の業務に必要な事項に限る。）
 - b. 消費者保護（貸金業の業務に必要な事項に限る。）
- ト. 告示の下欄ホに規定される「財務及び会計に関する実務」として、次に掲げる事項を含む内容であること。
- a. 家計収支の考え方（収支項目、可処分所得及び貯蓄と負債の内容のうち、貸金業の業務に必要な事項に限る。）
 - b. 個人の所得と関係書類（申告所得及び源泉徴収票等の関係書類の内容のうち、貸金業の業務に必要な事項に限る。）
 - c. 企業会計の考え方（企業会計原則の内容のうち、貸金業の業務に必要な事項に限る。）
 - d. 財務諸表（損益計算書・貸借対照表・キャッシュフロー計算書等の内容のうち、貸金業の業務に必要な事項に限る。）

Ⅲ－２ 修了要件（貸金業法第24条の40、施行規則第26条の63第5号関係）

(1) 基本的考え方

登録講習の修了の認定は、登録講習科目ごとに、知識の確認並びに最新の知識及び能力の習得を行った者に対して行う必要がある。

(2) 主な着眼点

① 例えば、受講者が以下のような要件を満たした場合に、修了の認定を行うこととしているか。

各講習科目の全講義時間の出席を原則必要とすること。(例えば、遅刻・早退・途中退席等により出席しない時間が合計30分以上ある場合には、出席したとは見なさない取扱いとしていること。)

② ①について内部規則で定める等、登録講習機関内で統一的な運用が行われているか。

Ⅲ-3 不正受講防止措置(貸金業法第24条の40、施行規則第26条の63第6号関係)

(1) 基本的考え方

登録講習は主任者登録又は主任者登録の更新の要件とされていることを踏まえ、必ず受講申込者本人が受講することを確保することや、Ⅲ-2に規定する修了要件の充足状況を管理する必要がある。

(2) 主な着眼点

① 例えば以下のような不正受講防止措置がとられているか。

イ. 運転免許証等の提示を受けること等により、登録講習を受講しようとする者が受講申込者本人であることを確認すること。

ロ. 講習会場の入退室を厳格に管理すること等により、各受講者の登録講習の出席状況を管理すること。

② ①について内部規則で定める等、登録講習機関内で統一的な運用が行われているか。